

自由主義は「勝利」したのか？

——間宮陽介『増補 ケインズとハイエク』に寄せて——

中 澤 信 彦*
太 子 堂 正 称**

要 約

ケインズとハイエクの自由論を先ごろ増補復刊された間宮陽介『ケインズとハイエク』の内容を敷衍しつつ再構成し、その現代的意義をグローバリズム批判および二元論批判との関連で展望する。

キーワード：ケインズ、ハイエク、自由、グローバリズム、二元論
経済学文献季報分類番号：01-23；02-11；03-48

I

この研究ノート（書評論文）が検討対象とする間宮陽介『ケインズとハイエク——自由の変容——』は、もともと中公新書の一冊として1989年1月に刊行され、単なる新書の枠を超えた名著としての評判を獲得していた。残念ながら近年は絶版状態が続いており、一般の人々の目に触れる機会を逸していたが、昨年秋（2006年11月）に補論を追加した増補版としてちくま学芸文庫に収められ、再び容易に手に取られるようになった。これまでに本書から多くを学んできた評者（中澤・太子堂）としては、今回の復刊をたいへん喜ばしく感じている。

さて、このようにすでに一定の評価を確立している書籍を再び検討の俎上に乗せるにあたって、その動機および意義について、まず述べておく必要があるだろう。

思い起こせば、本書が刊行された1989年は、天安門事件やベルリンの壁の崩壊といった一連の世界史的イベントが起こり、東西の冷戦構造がまさしく音をたてて崩れ始めた年であった。その少し前、石油危機後の世界的不況、安定成長時代の終焉とともに、ケインズの名声はす

* 関西大学経済学部准教授 E-MAIL: nakazawa@ipcku.kansai-u.ac.jp

** 京都精華大学人文学部非常勤講師 E-MAIL: caj19820@pop17.odn.ne.jp

でに衰え始めていたし、他方、ハイエクの名前はサッチャリズムやレーガノミクス在台頭とともに長年の忘却から脱して蘇りつつあった。そして社会主義が「敗北」し自由主義が「勝利」しつつあると誰もが疑いなく思い始めたまさにこの時代に、まだ存命であったハイエクの言説は大きな脚光を浴び、本人の意図を超えて時代の思想的・精神的支柱となった。ハイエクが亡くなった1992年には、F・フクヤマがヘーゲル哲学を逆手に取りつつ、イデオロギー対立は自由主義の下で終焉したと「歴史の終わり」を宣告するまでに至った¹⁾。

しかし、今日、われわれが自由主義の「勝利」の下で全き社会を実現している、などと単純に信じられる者はいないはずだ。むしろ、冷戦の崩壊によって民族紛争は激化し、他方で米主導の新自由主義的グローバリズムに対する危機感も高まっているのが実状であろう。グローバリズムとは、その秩序観に即して端的に言えば、市場の秩序こそが人間本性にいちばん適った（人間本性を全面的に開花させる）制度である以上、国際的なレベルで積極的に規制緩和を推進し自由競争を活性化させることが好ましい、という思想（価値判断）および政策体系のことである²⁾。こうした考え方が開発や正義の名の下に先進国から旧東欧諸国や発展途上国にいたるまで——時には武力による強制力を伴って——押し付けられたが、期待されたほどの効果はあげられず、むしろ多くの混乱が発生するに至っている。グローバリズムをめぐる賛否両論をはじめとして、今日の世界はさまざまな価値の対立する混沌とした様相をますます呈しているが、このことは何を意味しているのだろうか？ それに対しては、自由主義が「勝利」した後、自由をめぐる真の問題が明確に立ち現れてきた、と言えるだろう。すなわち、二十年近く前に著者（間宮）が最も痛切に問題視していた状況——「自由あるいは自由主義が崩れ落ちている、それも他からの攻撃によってではなく、自己の内部から崩壊しつつある」（64ページ）状況——をわれわれはようやく今まさに目にしているのだ。本書は、1989年という早い段階において、このような「自由の変容」の問題をはっきりと指摘していた。その先見性に対しては、グローバリズムの時代の今だからこそ、いっそう高い評価が認められるべきである。

そしてハイエクが擁護に努める真の自由主義とは、通俗的に理解された自由主義——自由放任主義——とは厳密に区別されるものであるにもかかわらず、そうした通俗思想の中核

1) Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man*, New York : Free Press, 1992. 渡部昇一訳『歴史の終わり（全2巻）』三笠書房、1992年。

2) グローバリゼーションとグローバリズムとの違いについて、伊豫谷登士翁は以下のように簡明に説明している。「グローバリゼーションを政治、経済、文化、社会で起こっているさまざまな事象の越境的過程と考えるならば、それを推し進める政治的実践のイデオロギーを「グローバリズム」と呼ぶことができるでしょう。民営化や規制緩和はその代表的なものです。」伊豫谷登士翁『グローバリゼーションとは何か——液状化する世界を読み解く——』平凡社新書、2002年、34ページ。

だと誤認され、ある意味、利用されることとなった。ハイエクを自由放任主義のイデオロギーとしてではなくその批判者として捉える視点は、今でこそ多くの研究者に受け入れられつつあるが、1989年当時はまだそれほど一般的でなかった。自由主義の自由放任主義への変質（退化）と大衆社会化の進展は表裏一体であり、それはハイエクがかつて批判したナチスや社会主義の台頭と本質的に同一の事態である、という本書の指摘は、例えば、小泉純一郎前首相が推進した構造改革路線とそれを支持する都市部大衆（彼らを動員する劇場型・メディア露出型政治手法）を想起すれば、それがとても二十年近く前になされたものとは思えないほど、今でも新鮮さを失っていない。

そして、本書の最大の価値は、題名にもなっているケインズとハイエクの関係に対して、これまでの常識を根底から覆すような再検討を迫っている点にある。両者の関係については、「実践家vs理論家」あるいは「経済の計画化の主張者vs自由の擁護者」といった対立図式の中で捉える見方が今も昔も一般的であるだろう。だが本書は、やはりいち早く、実は両者は同じ土俵で同じように「自由の変容」について考察し、それがもたらす危機に対して警鐘を鳴らしていたのだと指摘する。そして彼らの思想の内実は実は後継者を持たない孤高のものであると強調する。著者自身の言葉によれば、「ケインズは俗に言う「ケインズ主義者」ではないし、ハイエクもまた「ハイエク主義者」（新自由主義者）ではない。計画主義者と市場主義者として二人を対立させることはできない。本書を書いた意図はここにあった」（213ページ）。両者を付着するイデオロギーから切り離して近い存在として捉える見解は、海外よりもむしろ日本で高い支持を集めており、今日の一つの潮流となりつつある³⁾。本書がこうした潮流に先鞭をつけたことは疑いのないところである。

II

それでは、本書が指摘するケインズとハイエクの共通点について、若干の私見を交えつつまとめておきたい。

（1）両者とも新古典派経済学の予定調和的世界観に異を唱えつつ、公私の分離という近代社会の根本問題について思索を重ねた。

19世紀後半ともなると、イギリスでもウィーンでも、市場における投機的活動の比重が高まり、私的善（利益）と公的善（利益）との間に亀裂が生じるに至った。ケインズが私

3) 「ケインズ/ハイエク」を特集に掲げた『大航海』第61号（新書館、2007年1月）には、注目に値する論考が多数収録されている。

的善と公的善を同時に達成するためにエリートによる裁量的経済政策を説いたことは有名であるが、方策は違えどハイエクもまた同じ問題について考えていた。これについて評者なりに敷衍してみよう。ミクロ的主体が合理的に行動すれば社会全体もまた合理的に調和すると新古典派経済学は想定したが、それに対してケインズは有名な「合成の誤謬」を唱え、ミクロ的な合理性を追求してもその総和としてのマクロ現象の適宜性は導かれないと批判した。ゆえに彼はマクロ的調和という公的善を達成するための経済政策の発動を主張する。そうでなければ個々の主体や企業も失業や不況、倒産という危機に直面してしまう。これに対してハイエクは、ケインズが寄って立つマクロ的集計データとは幻影に過ぎず、そうした集計的データを社会的実在⁴⁾として扱うことを「構成主義」と呼んで批判した。ケインズとは反対に、ハイエクはそうした公的善を達成するための裁量的経済政策が私的な善を歪めてしまい、それどころか公的善としての「自生的秩序」にも悪影響を与えると考えたのである。ケインズの「合成の誤謬」は経済学において私的善と公的善の断絶を強力に指摘した点で極めて大きな意義があるが、しかし、ハイエクの視点からすると、ケインズは彼が攻撃する新古典派経済学とちょうど正反対に、マクロ現象を重視するあまりにミクロ分析を軽視しすぎるという観点からやはり批判されるべきものであった。そしてハイエクはケインズを批判しながら、同時に新古典派的な均衡概念も拒絶する。ハイエクにとって均衡とは時間軸において収束する「点」ではなく、与件の変化を伴いながら常に変容していく「過程」である。彼は新古典派が社会現象という複雑な対象をミクロ的行動に還元して両者の利害の調和を楽観的に考えていたことに極めて懐疑的であった。彼は経済社会が単純な還元論を許さない複雑現象であることを認めつつ、社会科学の分析方法としてはミクロ的なそれしかありえないと主張した。ここではハイエクのそうした議論にこれ以上立ち入ることはできないし、ケインズ

4) T・ローソンやS・フリートウッドは、ハイエクが1960年の『自由の条件』の公刊以降、個人の行為を規定する社会構造を実在と捉える「批判的実在論（超越論的実在論）」と同一の立場へと傾斜していったと指摘する。Tony Lawson, "Realism and Hayek: a case of continuing transformation", in M. Colonna, H. Hagemann, and O. Hamouda (eds.), *Capitalism, Socialism and Knowledge: The Economics of F. A. Hayek*, Edward Elgar, 1994. Tony Lawson, *Economics and Reality*, Routledge, 1997. 八木紀一郎監訳、江頭進・葛城政明訳『経済学と実在』日本評論社、2003年。Steve Fleetwood, *Hayek's Political Economy: the Socio-Economics of Order*, Routledge, 1995. 佐々木憲介・西部忠・原伸子訳『ハイエクのポリティカル・エコノミー——秩序の政治経済学——』法政大学出版局、2006年。しかしそう考えるならば、かつてケインズを痛烈に批判したのと同じ地平にハイエクが自ら接近していったことになり、ケインズとハイエクの距離も本稿で論じる以上にさらに近いものとなる可能性がある。しかし、ハイエクの方法論における転換問題について論じるには稿を改める必要があり、ここでは、ハイエクが認識するにいたったのは複雑現象という存在論としての全体論（ホーリズム）——さらにそれは必ずしも後期のみの特徴でない——であり、方法論が全体論へと移行したかどうかは検討の余地を残しているとだけ指摘しておこう。

とハイエクの優劣を述べたいわけでもない。何より強調したいのは、両者は思考の方向性において異なっていたけれども、私的善と公的善の不調和という問題について思考している点において問題関心を共有していた、ということである。そしてその上で、彼らは新古典派経済学の予定調和的な世界観に真っ向から反旗を翻していたのである。

（2）両者ともそうした問題の解決の糸口をエリートに求めた。

ケインズの主張するエリートによる対症療法的な市場介入に対して断固たる反対を表明し、原理原則の遵守の徹底を説いてやまなかったハイエクであるが、そんな彼もまた、ケインズと異なった立場から、エリートへの期待を表明していた。ハイエクの自生的秩序としての市場の優位性への信頼は揺るぎないものであったが、彼は市場が人々の努力を全て考量するシステムだとは考えなかった。人間は人生のかなりの部分を運と状況に左右されている⁵⁾。市場秩序とは努力したからといってそれが必ず全て報われるとも限らない冷徹なシステムである。しかし、逆説的に響くが、その冷徹さはわれわれの社会で自由が保障されていることの証左でもある。個人の努力や才能の全てが市場で計算され配分される新古典派経済学的な市場システム⁶⁾が現実のものになったならば、それはメリトクラシーという自由と相反する社会に変貌してしまう。努力や業績が一元的に評価され順序付けられる社会とは、完全に階層化された社会よりも冷酷な社会であり、そこにもはや自由の存在する余地は残されていない。また、ハイエクの知識論に基づくならば、そもそも業績とは何であるかを一元的に確定すること自体が困難である。市場の中の人間はかなりの部分を運や状況に左右されているからこそ、逆説的に自由が保障されているわけである。さらに評者なりに敷衍するならば、そこでは無知なわれわれでも努力すれば報われるかもしれないし、たとえ報われなかったとしても、市場システムによる業績の評価とはあくまで一つの価値基準にすぎず、その人

5) これはリベラルの立場を代表するロールズが『正義論』において、生まれ持った才能とはあくまでも偶然の産物であるとして、「無知のベール」の下に覆い隠し再分配すべき「社会的根本財」の一つとしたことと対照をなしている。しかし、ハイエクの知識論に基づくならば、どこまでが才能で、どこまでが努力や精進の結果なのか、そもそもそうした努力や精進自体も一元的な価値観に順序付けられるものではないだろう。社会秩序を形成する出発点において、そうした一元的な基準によって才能に対する優劣の格付けを行うこと自体が一つの恣意なのではとも考えうる。ハイエクが「法の支配」を称揚するのも、それがどうした状況や立場にあらうとも公平に適用される基準だからである。そう考えるとロールズにおける「無知のベール」とハイエクにおける「法の支配」はそれぞれの立場から公平性についての基準を提出していると同時に、互いの立場にそれほどの差異はない、つまり、ハイエクの「法の支配」も一つの「無知のベール」なのである、と解釈することもできよう。

6) これはかつて社会主義経済計算論争において、ハイエクの論敵であった市場社会主義者たちが自らの社会設計のために取り入れた概念でもある。

の総合的な評価を表すものではない⁷⁾。なるほど、個人の業績が全て考量されるにせよ、それが運や状況にかなりの部分を左右されていようとも、市場秩序が「人間本性に反した冷徹な秩序」⁸⁾であることは確かである。人間は自分と直接関係のない運命にかなりの部分を支配されてしまうけれども、それにもかかわらず人間はそれを受け止め、自らの行動を企画し、またそうした自由な活動の責任を引き受けなければならない、というハイエクの信念を社会のすべての成員がすんなり受け容れるとは思われない。それができるのは一部の限られた人間だけだろう。そのような人間像は、ケインズが考えるような、市場を耐えざる不均衡の場とみなし不確実な未来に向かって「アニマル・スピリット」を揮いながらそれを切り開いていく企業家と重なる部分が大いように思われる。そういう意味で評者はこのようなハイエクの人間観に一種のエリート主義を見るのである⁹⁾。さらにハイエクの立法者論¹⁰⁾は、「裁判官」に相当な程度の能動的役割を認め、民主主義ないしは大衆社会への歯止めとして賢人会議的な「立法議会」の設置を提案する¹¹⁾。したがって、彼の一般的ルールによる「法の支配」という考え方そのものが、一つのエリート主義の表明であると言える。

- 7) ハイエクの盟友（その立場は完全に同一ではないが）であるポパーはその反証主義によって「科学」の境界線を定めたが、彼は「科学」以外の精神的価値等をなんら否定したわけではない。ただそれが「科学」の範疇ではなく別の領域であるとの線引きを行っただけである。
- 8) 山中優『ハイエクの政治思想——市場秩序にひそむ人間の苦境——』勁草書房、2007年、第4章参照。山中も指摘するように、ハイエクにとって市場秩序とは新自由主義者たちが考えるように原始的な人間本性に合致したのではなく、むしろそれに反するものであり、たまたま歴史上出現して、それが様々な利便をもたらすために生き残ってきたものである。
- 9) それゆえにハイエク自身も「法の支配」という原則ないしはルールに従うことを前提に政府による再分配政策等がある程度認めている。
- 10) 太子堂正称「ハイエクにおける「立法者の科学」」、『経済論叢』（京都大学経済学会）、第176巻第5・6号、2005年11・12月。
- 11) ハイエクは、大衆社会という言葉そのものは使用しないものの、民主主義が既得権や恣意的な特殊利害によって墮落する危険性に警鐘を鳴らしていた。「ハイエクが懸念を抱くのもまた民主主義が全体化することであり、人民の集合体が個人の私的領域に容喙し、民主主義が全体主義的となって自由主義の対立物に転化することであった」（144ページ）。そのため彼は『法・立法・自由』の第3巻において、立法府を2つに分割することを提案する。われわれが通常想定する選挙で選ばれた「立法府」を、ハイエクは「ノモス」の法とは殆ど関係がない「制定法-テシス」を作るための主体と見なす。そのような議会は本質的に「行政議会」にすぎないものである。そこで彼は、「ノモス」の立法のために、「行政議会」とは別に「立法議会」を設けることを提唱し、立法者の範疇に「立法議会」だけではなく「裁判官」も含め、後者のより大きな役割を主張する。「立法議会」は、特定の集団の恣意や既得権に左右されないよう、45歳から60歳の社会的な経験を積んだ分別のある人々を定年になるまで最大15年の任期保障のついた議員とし、長期的な観点に立った公平な「法の支配」を維持するための権限を持たせることを想定している。これはハイエク自身も言うように一種の賢人会議として組織されるが、さらに評者の問題関心から言えば、権力の恣意性を排除し政体の安定を図るための一つの貴族政的機構であると思われる。この制度によって彼は民主主義の墮落にも歯止めをかけようとしたのだ。

（3）両者とも人間の無知・不完全性を強調した。

ケインズは、裁量政策によって均衡が達成されるという後のケインズ主義者の見解に与しなかったし、ハイエクもまた、自由放任によって均衡が達成されるという後のハイエク主義者の見解に与しなかった。方法論においてハイエクはケインズのそれを集団主義と呼んで厳しく非難したが、一方で両者は新古典派経済学の原子論的個人主義の批判者として共通の側面を持っていた。著者曰く、「部分から全体に、全体像を描いたらそれに照らして部分を再吟味する。そうした部分と全体の耐えざる反復作業によって画像（体系）内部の矛盾を減らす。そうすることによってこの画像（体系）は進化すると彼ら[=ケインズやハイエク——評者]は考える」（105ページ）。これはハイエクが『法・立法・自由』のなかで「内在的批判」として提出している概念であり、評者はこれこそがハイエクの方法論における個人主義と全体論の緊張を解く重要な概念であると認識している¹²⁾。両者にとって個人と社会は二項対立的なものではなく、相互に規定しあう概念なのである。その上で、個人と社会を媒介するものとして両者が等しく強調するのが、（時という試金石にかけられて生き残り精錬された人間の知恵としての）「慣習」「伝統」である。「慣習」「伝統」こそが不確実性を緩和し、人間の行為にある程度の信頼性を与えるのである。

（4）両者ともに自由主義と自由放任主義を峻別していた。

これは本書の主題と関わっている最も重要な両者の共通点である。だからこそ、両者は自由が次第に変容しつつあるという危機感を共有することができた。自由主義と自由放任主義の差異を最も明確に指摘した件を引用しておきたい。

自由主義と主義としての自由放任とをはっきり区別しておくことが大切である。・・・アダム・スミスもエドマンド・バークも・・・「政府の為すべきこと」と「為すべからざること」、あるいは「国家が自ら進んで公共の英知に従って指揮監督すべきもの」と「国家が能うかぎり干渉を排して個々人の努力に委ねるべきもの」（E・バーク「穀物不足に関する思索と詳論」）の間のどこに線を引くべきかを考える。

さらに自由主義者は、政府の介入すべからざる領域においても個人がある種の制約を受けることをむしろ当然だとみなしている。・・・

ところが主義としての自由放任は、自由に関する限定をむしろ振り払おうとする。・・・自由放任にとっては、どのような強制であれ、この強制の有無が自由と不

12) 太子堂正称「抽象の第一義性と内在的批判——ハイエクにおける規範の「発見」をめぐって——」、『調査と研究』（京都大学経済学会）、第32号、2006年4月。

自由とを分かち基準である。（67-9ページ、傍点強調は著者）

（真の）自由主義者は、政治が介入すべからざる領域において個人がある程度被る「制約」「強制」を積極的に評価するが、この「制約」「強制」に先述の「慣習」「伝統」が含まれることは、もはや説明の必要がないだろう。「慣習」「伝統」は、人間の持つ知識の特有の一形態であり、人間の無知・無力・不完全さを補うものである。ある種の「制約」「強制」は自由の不可欠な構成要素である¹³⁾。ルールは何らかの強制力を持って施行される。だが、ハイエクにとってルールのない状態とはただの恣意や放縦が支配する世界であり、そこには自由はない。ルールがあるからこそ自由が担保されており、ルールの存在と自由は不可分である。まさしくこの点に即しつつ、ハイエクはホッブズやベンサムに始まりそれに連なる法の命令理論の論者たち、また法実証主義者たち——彼らは法を強制や命令として、本来は無限定であるはずの自由に対する侵害としてしか考えない——を根底から批判したのだった。つまり、われわれは「最小限」の「法」ないしはルールに「束縛」されているからこそ「自由」なのである。そして「裁判官」がそうした「法」を過去の判例の積み重ねの中から「発見」する（131ページ）。法の支配の基礎とは、そうしたあらゆる権力——人民主権と代表民主制にもとづいて行使される国家権力でさえ——を制限する「原則」としての「法」の存在にあるのだ。したがって、単に強制力が欠如している状態は自由と呼ばれるべきではない。努力し志向性をもった存在である時、はじめて人間は自由であると言えるのだ。

本来の自由、すなわち消極的自由の主張者は、その主張の出発点に一つの前提を置いていた。つまり、人間は全能の神に比べれば無力な存在（ホモ・インスキエンス）であるが、だからといってそのような状態に自足するのではなく、何とかしてそれを克服しようと努めるものだ、という前提である。これは自由主義の公理だと言ってもいい。何でもないうのだが、これを欠くと不在の体系としての自由の体系は、姿かたちは似ていても、中味は異質の擬似的自由の体系に変質してしまう。これほどに重要

13) E・バークはいち早く同様の自由観を以下のようにはっきりと表明している。「自由が確保されるためには、自由それ自身が制限されなければならない。この抑制の程度がどれほどかは、どんな場合にも厳密には確定できない。しかしすべての聡明な為政者の恒久的目標は、慎重な実験と理性的で冷静な努力によって、そもそも共同社会はこの種の抑制をどこまで多くかではなく、最大限どこまで少なくして成り立つかの限界を見極めることでなければならない。」Edmund Burke, "Letter to the Sheriff of Bristol (1777)", in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, 9 vols., Oxford U. P., 1981-, vol. III, p.318. 中野好之訳「ブリストル執政官への手紙」、同編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版局、2000年、273ページ。

なこの前提は、ふだんは表に現われない。自由を主張し自由のために闘った自由主義者たちは、人間が努力し志向性をもつ存在であることをおそらく当り前のこととしていたのである。何よりも彼ら自身がそのような存在であったから。彼らが自由を要求したのは、時の国家権力の壁が自分の努力行為にとって障壁になると感じたからである。・・・。

・・・人々は自分の部屋の中でぼんやりとしていたいと思う。そのことを他人がとやかく言う筋合はない。しかしそのとき、人々は自由を享受しているのだとは言わない。(207-8ページ)

先述のように、市場社会は人々の努力のすべて考量してくれるような甘いシステムではない。徒労に終わるだけの報われない努力は確実に存在する。にもかかわらず (!) 目的を持って努力し続けること、自分の限界を克服しようと努めること、そうした努力行為の中に人間の自由は存在する。だとすれば、果たして自由主義は「勝利」したのか？ もはや答えは明らかだろう。自由主義は「勝利」も「敗北」もしない。自由主義は人間が人間らしく生きるための目標原理である。そして自由主義社会は永遠に実現されることのないユートピアである。しかしその実現を信じて努力し続けるに値するユートピアである。それは本書の秘められたメッセージであるように思われる¹⁴⁾。

(5) 両者とも自由をそれ自体価値を持つものとしてだけではなく、文明の可能性の条件としても認識していた。

ケインズとハイエクの自由論は、前者が便宜主義的であるのに対して、後者は帰結主義的である。こうした相違にもかかわらず、両者とも自由がそれ自体価値を持つだけではなく、文明の発展および進化の可能性の条件としても認識していた。ハイエクは人間を自由たらしめる努力行為の積み重ねこそが現代の文明を作り出したと考える。また、慣習や伝統という知識の成長と文明の成長は不即不離だと考える(126ページ)。したがって、そうした努力行為が衰退していったとき、あるいは、慣習や伝統が死に絶えていくとき、文明もまた必然

14) このように紡ぎだされた永久革命としての自由論は、やがて著者の丸山眞男への関心の高まりへと連なっていく。著者は丸山の思考の明晰さを「日本の知識人によくみられる秀才型の明晰さ」「習得した既成の道具を巧みに使用し応用する器用さ」から区別し、それを「自分の抱えた矛盾や混沌を苦心惨憺のあげく形象化する、その形象=作品のもつ明晰さ」だとしているが(間宮陽介『丸山眞男——日本近代における公と私——』筑摩書房、1999年、6-7ページ)、こうした区別はハイエクが学問的思考の型を「記憶型」と「混乱せる頭脳」との2つに区別したことにそのまま対応している。

的に衰退する¹⁵⁾。自由の変容は文明の衰退の前兆なのだ。他方、ケインズは現代の文明が自由放任と経済の投機化によって根底から破壊されつつあることを憂慮した¹⁶⁾。両者の自由論がともにある種の悲観的な諦観を含んでいるように見えるのも、文明の可能性の条件について深い洞察が含まれているからであろう。

両者の自由論は、自由であることそれ自体のみを至高の価値とみなすタイプの自由論とは相容れない。事実、自由尊重主義者（libertarianism）の代表者の一人であるアイン・ランドはハイエクの『隷従への道』を「妥協主義者（compromiser）」として厳しく批判した¹⁷⁾。ところがケインズはハイエクに手紙を出して、「道徳的ならびに哲学的には私は事実上その全てに同意します。それは単なる同意ではなく、深い感銘を伴った同意です」（61ページ）と心からの賛辞を述べている。このエピソードが端的に物語るように、ケインズとハイエクとの間には、その表面上の敵対にもかかわらず、根底で相通じている部分が非常に大きいのである。

III

今日の研究水準に照らすならば、著者のケインズおよびハイエク理解に問題点や疑問点は存在しないであろうか？ 少なくとも一点、ハイエクの自由論を二元論的だとする著者の理解に対しては異議を唱えておかねばならない。

著者は補論「ケインズとハイエク——その後」で自由と計画という二項対立を止揚する点においてケインズに一日の長を見出し軍配をあげる。ハイエクは新自由主義のイデオログではないと強調しながらも、ハイエクの体系は二分法を基盤とした公と私の間領域——政

15) 以下に引用する有名なバークの言葉は、このようなハイエクの文明観および危機感を先取りしたものととして読まれるべきであろう。「騎士道の時代は過ぎ去りました。詭弁家、守銭奴、計算屋の時代がそれに続きます。ヨーロッパの栄光は永久に消え失せました。」Edmund Burke, “Reflections on the Revolution in France (1790)”, *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol. VIII, p.127. 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房、1978年、97ページ。

16) ケインズは経済学者の使命を「文明の可能性の受託者」だと自覚していた。早坂忠『ケインズ——文明の可能性を求めて——』中公新書、1969年。

17) Robert Skidelsky, “Hayek versus Keynes: the road to reconciliation”, in Edward Feser (ed.), *The Cambridge Companion to Hayek*, Cambridge U. P., 2006, p.102. また、橋本努によれば、ランドはハイエクがある程度政府の役割を認め福祉国家に譲歩したことで「私たちにとってもっとも有害な敵の例」であり、「本当に害毒（poison）」であるとまで痛烈に批判している。橋本努「F・A・ハイエク」、同編著『第8巻 20世紀の経済学の諸潮流（シリーズ経済思想全11巻）』日本経済評論社、2006年、274-5ページ。

府と万民の間の中間団体——を事実上排除する「一君万民」モデルであり、それはハイエクが何より批判したファシズムや社会主義にむしろ適合的ではないかと指摘する。ハイエクをホッブズと同一視するかのような著者の意見（225ページ）は、ある意味において極めて鋭い指摘であるし、評者もハイエクの自由論が完全なものでないことは認める。しかし、ハイエクが二元論にとどまっているという著者の理解に評者は必ずしも同意できない。明示的ではないけれども、ハイエクの思考様式はその全ての領域にわたって単なる二元論にとどまらず、むしろ二元論を克服しようとする三分法的思考もしくは（彼自ら強調するような）「第三の範疇」を中心に置く思考を示している。本稿ではそれを十分に論じられるだけの紙幅の余裕がないが、例えば、たとえば『感覚秩序』における「精神-身体問題」、『法・立法・自由』における「ノモスとテシス」¹⁸⁾などにおいてもそうした態度は貫かれている。にもかかわらず、著者がハイエクを原子論的・ホッブズ的な方向で解釈しようとするのは、ハイエクがそうした三分法的立場からファシズムや社会主義を批判したことを思えば、大きな皮肉に思える。

著者のハイエク理解には上記のような二元論的バイアスが根強いため、その思想的ー貫性を十分に捉えきれていない嫌いがある。少なくとも本書はそれを正面から扱おうとしていない。ところが、それとは対照的に本書は、ケインズの思想的ー貫性——彼は生前カメレオンのように自らの立場や主張を変化させると批判されたけれども、その変化を通じて彼には「驚くほどの一貫性」が存在し、「社会経済に対するヴィジョンが単線的ではなく、螺旋状に深まりを見せていった」（194ページ）こと——を強調している。その「螺旋状」に形成された「一貫性」は（後述するように）ハイエクにおいても同様に看取されるにもかかわらずである。

ケインズに対しては、彼がブルームズベリー・グループの中でG・E・ムーアの倫理学に触れたことでヴィクトリア朝期の社会道徳や因習に激しい反発を覚え「不道徳者（immoralist）」を標榜した若き日の立場から、晩年には伝統や慣習を尊重する立場へと転向し、さらには、有名な回想記『若き日の信条』はそうした若年の時代への決別の書なのだ、という解釈がしばしばなされる（Q・ベル）。しかし、「ケインズは回想記を朗読した当時においても、少なくとも精神的には、ケンブリッジ=ブルームズベリー環境の住人であった」（27ページ）と著者は述べる。「善」は定義不可能でありその内容は直覚によってしか分からないとするムーアの直覚主義は、倫理的アナーキズムでは決してない。むしろそれは善を功利の原理などの帰結主義に還元することなく、善そのものの自律性を称揚する理

18) 詳細な議論については、前掲論文、太子堂「ハイエクにおける「立法者の科学」」を参照されたい。

想主義であった。その倫理学の影響を受けケインズは、爛熟し腐敗したヴィクトリア朝の文明や道徳に対してそれが一皮剥けば「一握りの人物と怪しげなしきたり」（27ページ）によってどうにか維持できている皮相的なものであるとの鋭い批判を投げかけたが、それはその理想主義のゆえであった。そして、どのような形であれ結局のところ文明とはそういった形をとるほかないのだとケインズは悟っていた。先述のように彼は人間の無知や不確実性を強調し、その延長線上に、われわれの生きる文明の根底がいかに脆いものであるかも見通していた。しかし同時に、われわれはそういった不安定な文明の下でしか生きることはできないことも彼はよく認識していたのである。彼の中にあるそうした社会に対する醒めた冷徹な視点と理想主義は微妙な均衡を保ちながら共存していたのであり、生涯にわたってそうであった。後年のケインズの思想はもはや直接的にムーアの倫理学には基づいているわけではないし、その思想の変遷には確かに紆余曲折がある。ただ後年に至っても、ケインズは裁量政策で社会的富の増大を図ったにもかかわらず、そのための基本原理としては、ベンサム功利主義を「蛆虫」と呼んで厳しく批判し拒否した。このことは彼の思想の一貫性に対する一つの傍証となろう。

では、（著者が直接触れていない）ハイエクの思想の一貫性について、われわれはどのように理解すればよいだろうか？ ハイエク研究の「第一期」においては、経済学、法学、政治学、社会思想、心理学、方法論など多岐にわたる彼の思考がその自由論へと体系的に首尾一貫して結実していると捉えられていた。だが、単なる受容の時期を過ぎ各方面から研究が進められるにつれ、研究段階は「第二期」を迎え、彼の思想の間には容易に両立できない緊張や矛盾、対立が存在するとの見解が多く強調され、また提出された¹⁹⁾。しかし評者の私見では、そうした緊張や矛盾を超えて、ハイエクが語ろうとしていた意図を探求し再構成することが、現在の研究——ハイエク研究の「第三期」——の主流となりつつあるように思える。例えば、「第二期」において指摘されたハイエクの方法論上の矛盾とは、一つにはⅡ節でも触れたように方法論的個人主義と方法論的全体主義（ホーリズム）が共存しているというものであるが、それは著者が既に指摘しているように（78-9ページ）、そもそも個人と社会とを二項対立的に捉える視点が誤りなのであり、ハイエクの思想の意義とはそのどちらにもおさまらない独自性にあると評者は考えている。

ケインズは、人間本性の不完全さ、その無知さゆえに生ずる不確実な未来に直面した人間社会を何とか方向付けるために、その限られた知識を何とか使って羅針盤の向きを定めよ

19) 詳細については、江頭進『F・A・ハイエクの研究』日本経済評論社、1999年、ならびに前掲書、山中優『ハイエクの政治思想』序章を参照せよ。この山中の著作は「第三期」におけるハイエク研究の先駆けである。

うとする。彼の裁量政策は楽観的なものというより、人間のできることはこれしかないのだというある種の諦観の表明であるように、評者には思われる。これに対してハイエクは、同じ不完全さや無知から生ずる不確実性に対して、基本的原則から外れた裁量政策は結局のところその不確実性を増大させるだけだとして、ケインズに反論する。そうした彼の思考もまた一つの諦観に染め抜かれている。繰り返し強調しておきたいのだが、同じ前提から両者は異なった方策を導き出しているけれども、ハイエクは経済政策そのものに決して異を唱えなかったし²⁰⁾、ケインズが唱えた裁量政策の中核には単なる便宜主義を超えた理想主義——一般的規則に基づく個人の責務——が置かれ、それが生涯にわたる彼の伝統や慣習に対する関心を喚起していた。こうした観点からも両者の共通点を見ることができるし、これからの研究は両者の差異を強調するだけではなく、むしろ本書が先鞭をつけた両者の共通認識をさらに掘り下げていくものとなろう。

二項対立や二元論の狭間でその一方に落ち着くことなくそれらを乗り越えようとする彼らの思考の姿は、ハイエクの表現を借りるならば、言語化できない混沌とした思考をなんとか言語化していこうと苦闘する、まさに「混乱する頭脳」——人類史の中で偉大な仕事を成し遂げてきた人間の類型——であった²¹⁾。また同時にそれは、ケインズが未来を託すアニマル・スピリットに満ちた企業家や裁量政策を担うエリート、そしてハイエクがノモスの法の抽出を託す裁判官の姿でもあるだろう。

IV

本書の現代的意義に関わる若干の雑感を記すことによって、この研究ノートを結ぶこととしたい。

著者が強く憂慮する大衆社会の更なる進展、とりわけ、補章で前面に打ち出されている学問および大学の大衆化や墮落に対する懸念——学問（大学）や芸術や文化は市場化の対象ではなく、市場と自由を支える慣習もしくは制度であること、そして、それが大衆社会によって脅かされていること——は、きわめて重要な指摘であるし、評者もそうした懸念を著者と共有している。これまでの大学のあり方に対する真摯な反省を忘れてはならないのは当然である。しかし、市場化のうねり、競争原理の浸透は、大学における様々なタブーを増大させ、言論の自由を侵食しているように感じられ、こうした危機と対峙しながら大学・学問の

20) 注9も参照されたい。

21) 注14も参照されたい。

あり方に対する新たな展望をどう切り開いていくかが、評者にとってますます切実な問題となりつつある²²⁾。そして、一見迂遠すぎるように見えるかもしれないが、大学内部にとどまらないそうした様々な形での大衆社会の進展に楔を打ち込み、真の自由主義の精神を回復する一つの試みとして、評者は著者も注目するように、ケインズとハイエクとの間に両者が自分たちの慣習論との関わりにおいてともに重視するE・バークを置くことによって、「原則(ルール) - 便宜(裁量)」もしくは「個人-国家」いう二元論をも止揚できる契機が生まれるのではないかと期待している²³⁾。評者の一人(中澤)がバーク研究に長年携わっている根本的な動機はまさにこの点に存する。

冷戦はとうの昔に終わったにもかかわらず、グローバリズムおよび新自由主義は当時の善悪二元論をいまだ継承し、例えばイラク戦争などに見られるように、常に自らと異なる「悪しき立場」の存在を前提としながら——あるいは、それを無理やりにでも作り出しながら——自己展開を続けているように思える。それはグローバリズムおよび新自由主義が真の意味での自由主義でない証左である。本稿が表題に掲げる「自由主義は「勝利」したのか?」という問いは、「勝利-敗北」という悪しき二元論をそれ自身のうちにもともと含んでしまっている。こうした問い方に疑問を抱かないかぎり、われわれは永遠に自由主義の本質を見定めることはできない。われわれはこの問いそれ自体をメタ・レベルで問い直す必要がある。つまり、「こうした問い方は正しいのか?」と。本書はそのための最良の手引きの役割を果たしてくれるはずだし、グローバリズムの時代であるからこそ読み直される価値がある。別の言い方をすれば、グローバリズムを批判的に論じようとするとき、同じ二元論の構図に陥らないよう最大限注意しなければならない。それは21世紀に生きるわれわれが20世紀という時代から得た最も重要な教訓の一つであろう。

22) グローバリゼーションの中の教育という論点をめぐっては、評者の一人(中澤)が、主として初等教育・公教育との関連で見解の一端を公けにしている。中澤信彦「人権・教育・市場——広田照幸『教育』を読む——」、『関西大学経済論集』(関西大学経済学会)第55巻第4号、2006年3月。

23) 著者は指摘していないが、例えばバークが凶作時にも穀物取引の自由放任を主張できたのは、教会という中間団体の存在を前提としていたからである。バークの思考は「個人-国家」という二元論にとらわれていない。中澤信彦「エドモンド・バークの救貧思想——マルサス・初版『人口論』の時代——」、『マルサス学会年報』第7号、1997年。バークをはじめとする保守思想家における中間団体の重視については、以下の文献を参照されたい。Robert Nisbet, *Conservatism: Dream and Reality*, Open U. P., 1986. 富沢克・谷川昌幸訳『保守主義——夢と現実——』昭和堂、1990年。